



那須烏山市立江川小学校いじめ防止基本方針

【学校教育目標】

自ら考え、進んで行動する心豊かなたくましい江川の子
しんせつな子 考える子 がんばる子 はたらく子

「いじめ防止対策推進法」
「いじめの防止等のための基本的な方針」
「栃木県いじめ防止基本方針」
「那須烏山市いじめ防止基本方針」

【本校のいじめ防止に対する基本的な考え方】

「いじめは絶対に許さない、見過ごさない。」という理念のもと、全ての児童が安心して学校生活が送れるように学校が
一丸となっていじめ防止に組織的に取り組みます。また、学校、家庭、地域、関係機関等と十分な連携を図っていじめ防止
に努めます。

【地域・PTAとの連携】

PTA役員
学年PTA
PTA生活安全委員会
学校評議員
スクールガード・リーダー
スクールサポーター
主任児童委員
民生委員・児童委員 等

【いじめ防止連絡協議会】〔定期開催 年2回〕

〔目的〕 本校「いじめ防止基本方針」をはじめとした、いじめ問題
への取り組みが計画的に進んでいるかどうかの評価等を行い
学校の取り組みが実効あるものとなるよう改善を図る。
〔委員〕 校長・教頭・教務主任・児童指導主任・養護教諭（教育相談係）
特別支援教育コーディネーター・人権教育主任・学習指導主任
道徳教育推進教師・スクールカウンセラー・学校評議員
スクールサポーター・PTA代表・児童会計画委員（児童代表）

【いじめ対策委員会】〔随時開催〕

〔目的〕 学校におけるいじめの未然防止・早期発見・早期解決等、
組織的な対応を行う。
いじめの発見・通報を受けた場合には、いじめの把握、調
査、指導方針の決定、対応等を行うものとする。
〔委員〕 校長・教頭・教務主任・児童指導主任・養護教諭
特別支援教育コーディネーター・学級担任 等

【関係機関との連携】

那須烏山市教育委員会
那須烏山市こども課
江川駐在所
那須烏山警察署
県北児童相談所
塩谷南那須教育事務所 等

【いじめの未然防止】

「いじめ」はどの学校でもどの学級でも起こり得るという認識のもと、好ましい人間関係を築き、豊かな心の育成に取
り組みます。また、家庭・地域との連携を深め、いじめの問題を自分たちの問題と捉えられる児童の自己指導能力を育成
します。

1 教職員の取り組み

- 学習指導の充実、家庭学習の習慣化を図り、学力向上に努める。
- 認め合い、高め合い、共に伸びる学年・学級集団づくりに努める。
- 特別支援教育の校内体制を整備し、特別支援教育の充実に努める。
- 道徳教育、児童指導の充実を図り、豊かな心の育成に努める。
- 異学年児童による縦割り班活動、緑の活動を推進し、体験活動の充実に努める。

2 児童の取り組み

- お互いのよさを認め合い、尊重し合う集団（人間関係）づくりに努める。
- 児童会計画委員会が中心となって「いじめゼロ運動」を行う。
- 「携帯電話・スマートフォン、インターネットの使い方」を守る。

3 保護者の取り組み

- 児童の様子に変化が見られた場合は、速やかに担任に報告・連絡・相談を行い、連携を深める。
- 児童の規範意識を養うための指導等を適切に行う。

【いじめの早期発見】

いじめを早期発見することが、早期解決につながるという認識のもと、児童へのアンケート、教育相談、職員間での情
報交換・情報共有及び保護者との連携・協力等により情報を収集します。

1 教職員の取り組み

- 毎朝の健康観察や日常生活の観察により、児童のわずかな変化を見逃さないよう努める。
- 教育相談を実施することにより早期発見に努める。（年2回、随時）
- 保護者が相談しやすい環境づくりに努める。

2 児童の取り組み

- 「いじめ」を受けている、「いじめ」を見たなどの情報を素早く教職員や保護者、関係機関に連絡する。

3 保護者の取り組み

- 家庭において児童が保護者に相談しやすい雰囲気をつくる。

【いじめの早期解決】

いじめの問題を軽視することなく、早期解決のために、いじめられた児童や保護者の立場に立った対応を行います。

1 教職員の取り組み

- いじめの事実調査を組織的に行うとともに、いじめ対策委員会等をすみやかに実施する。
- いじめられている児童からの事実確認、その後の心のケアや弾力的措置等、いじめから守り通すための対応を行う。
- いじめた児童からも事実確認し、事実が確認されたら組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する。

2 児童の取り組み

- 「いじめは許さない」、「一人で悩まない」という意識をもち、よい友だち関係を築く。
- だれかに相談する勇気をもつように努める。

3 保護者の取り組み

- いじめられた児童の保護者は、学校と協力して情報を共有し、一日も早い解決に向けて努力する。
- いじめた児童の保護者は、いじめをやめさせるとともに再発防止に努める。